

民有地における特別養護老人ホーム（令和4年5月開設予定）設置運営法人募集要項

1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護基盤の整備を進めています。

令和4年5月に川崎市内の民有地を活用して特別養護老人ホームの設置・運営を行う法人（又は法人設立予定者）を募集します。

2 募集等の日程

項目	日程
申込み受付期間	令和元年10月17日（木）から令和2年1月31日（金）午後5時まで ※応募に係る様式等はメールにて送付いたします。健康福祉局総務部施設課までメール（ 40sisetu@city.kawasaki.jp ）で請求の上、電話（044-200-0466）にて御一報ください。
質問期間	令和元年11月20日（水）午後5時まで
設置・運営法人の選定	令和2年3月（予定）
着工時期	令和2年度中（出来高10%）
開設時期	令和3年度内竣工、令和4年5月開設

※質問は別紙「質問票」により行ってください。なお、回答については、令和元年11月25日（月）以降にホームページに掲載する予定です。

川崎市のホームページ《<http://www.city.kawasaki.jp/>》

3 応募資格

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 介護保険法第70条第2項（指定居宅サービス事業者）、同法第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業者）、同法第79条第2項（指定居宅介護支援事業者）、同法第94条第3項（介護老人保健施設）、同法第115条の2第2項（指定介護予防サービス事業者）、同法第115条の12第2項（指定地域密着型介護予防サービス事業者）又は同法第115条の22第2項（指定介護予防支援事業者）の各規定に該当しないこと。
- (3) 特別養護老人ホームの開設及び安定的な経営に必要な能力、資力等を有すること。
- (4) 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしていないこと。
- (8) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者であること。
- (9) 本募集要項に基づく公募に複数の応募をすることはできず、また、本募集要項に基づき応募する他の社会福祉法人に支援を行う法人又は個人（設計事務所、コンサルタント会社等（以下「設計事務所等」という。）と設計事務所等が重複していないこと。

※応募にあたり、社会福祉法人を新設する場合は、川崎市ホームページを御参照の上、必要な手続きを行ってください。

参照《<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-27-3-0-0-0-0-0.html>》

4 募集に係る主な条件

(1) 運営内容について

- ・サービス内容
広域型特別養護老人ホーム 1か所 100床程度
- ・併設サービス
ショートステイ（必須。10床程度）
地域交流スペース（必須。別紙、地域交流スペース整備指針のとおり。）
その他併設可能なサービス（任意）

- ※1 床数は100床を基本としますが、応募床数が100床を超える場合は、あらかじめ川崎市健康福祉局総務部施設課（電話 044-200-0466）に御相談ください。
- ※2 補助金の上限額は、ショートステイを含め120床分となります。計画数を超えた場合は、床数について調整をさせていただくことがあります。
- ※3 居室は、個室ユニット型を3割以上とすること。
- ※4 ユニット型短期入所生活介護を併設する場合には、特別養護老人ホームと短期入所者生活介護は、ユニットを別にすること。
- ※5 同一階に奇数ユニットを設ける場合は、入居者の処遇面に配慮した人員配置とすること。
- ※6 ユニットの独立性を確保した提案とすること。
- ※7 多床室を含めた整備を行う場合は、入居者のプライバシーへの配慮をはかるとともに、将来の利用者ニーズの変化に対応するために、個室ユニット型への転換が可能となるような設計を行うよう努めること。
- ※8 利用者負担を極力軽減できるような工夫を行うこと。
- ※9 ショートステイの床数、その他併設可能なサービスについては、地域の実情等を十分考慮した提案とすること。
- ※10 通所介護事業所等併設施設（短期入所生活介護を除く）を設置する場合は、入口を本体施設とは別に設けること。
- ※11 各ユニットの入居床数は、10床以下を遵守すること。ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合に10床を超える場合には、その理由を明記すること（様式はA4任意とする）。
- ※12 特別養護老人ホームにおいて、次の医療的ケア（※参照）の必要な希望者について、特別養護老人ホームの定員の1割以上を受け入れることとし、以下の条件に留意してください。
 - ・人工透析の必要な利用者の受入れを行うこと（透析を受けるための病院等への送迎含む）。
 - ※医療的ケア … 点滴の管理、中心静脈栄養、ストーマの処置、酸素療法、レスピレーター、気管切開の処置、疼痛の看護、経管栄養（胃ろう、鼻腔、口腔）、吸引処置、モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度）、褥瘡の処置、カテーテル
- ※13 （看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の実施など医療的処置の必要な要介護高齢者に配慮した計画を提案することが望ましい。（国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（電話 044-200-2454）にご相談下さい。
- ※14 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえ、地域の福祉サービス拠点として具体的な提案を行うこと。
- ※15 川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業を実施すること。
- ※16 入居者の選考については、「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」に基づいた選考を行うとともに、本市における入居調整の必要が生じた場合は協力すること。
- ※17 施設運営にあたっては、「川崎市老人福祉施設事業協会」に加入すること。
(川崎市内における老人福祉施設の円滑な運営と相互の連携を推進することにより、各種老人ホーム及び在宅福祉サービスにおける福祉施設の増進と地域福祉の発展を図ることを目的に設置された団体です。)

※19 整備地について、地域バランスを配慮した提案（川崎区内の整備）及び市街化区域での整備の提案には選考時に加点を行う。

(2) 工事進捗等について

工事進捗等については、令和2年度は10%、令和3年度は90%の出来高で調整すること。また、工事の入札契約・着工時期等は令和2年度中とし、本市と確認の上、決定してください。

(3) 補助金について

I 建設費補助 1床あたり(ショート含む) **3,550千円**

※建設費補助制度の詳細は「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱」を御確認ください。

※建設費補助上限額は、ショートステイ含め120床の場合426,000千円。

※建設費補助金は、交付決定額のうち令和2年度10%、令和3年度90%。

II 民有地補助 1床あたり(ショート含む) 1,000千円

※民有地補助上限額は、ショートステイ含め120床の場合120,000千円

※民有地補助金は、交付決定額のうち令和2年度10%、令和3年度90%。

III 多床室補助 1床あたり(ショート含む) **3,550千円** × (最大) 0.5

係数の算出方法：入居定員の多床室の割合から算出します。

多床室の割合	例) 特養100床の場合の多床室の床数		係数
62% ~ 70%	62 ~ 70床	⇒	0.5
54% ~ 62%未満	54 ~ 61床	⇒	0.4
46% ~ 54%未満	46 ~ 53床	⇒	0.3
38% ~ 46%未満	38 ~ 45床	⇒	0.2
30% ~ 38%未満	30 ~ 37床	⇒	0.1

※多床室補助は、多床室の床数を範囲に補助を行うものです。

※多床室補助上限額は、本体施設100床のうち70床、ショートステイ20床を多床室とする場合159,750千円。

※多床室補助は、交付決定額のうち令和2年度10%、令和3年度90%。

※多床室補助制度の詳細は「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱」を御確認ください。

IV 運営費貸付金

【広域型特別養護老人ホーム100床、短期入所20床の場合】

○長期貸付（貸付日を起算日として10年以内とする貸付け）45,902千円

・償還方法については、貸付日を起算日として6年目から10年目における5年間の均等年賦償還を原則とします。

○併用型短期貸付（長期貸付を利用する場合のみ。）45,902千円

・貸付期間については、貸付けを実施したときから貸付けを実施した年度内とし、年度内における併用型短期貸付の利用は1回のみとします。

・貸付金額は、7年目から20%ずつ減額となります。なお、長期貸付の貸付期間が終了するまで、併用型短期貸付を再度利用することができます。

※長期貸付を利用する場合は、物上担保が必要となります。

※長期貸付を利用する場合は、2人以上の連帯保証人が必要となります。

※貸付制度の詳細は「介護老人福祉施設等運営費貸付要綱」を御確認頂き、不明な点がありましたら所管部署へお尋ね下さい。

※I~IVについては、川崎市議会の予算承認等により、補助制度の内容や金額に変更が生じる場合

があります。

- ※建設費補助制度の詳細は「[川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱](#)」を御確認ください。
- ※需用費（備品費、広告費、車両費等）については、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に川崎市健康福祉局総務部施設課（電話 044-200-0466）に御相談ください。
- ※施設内保育の設置を検討されている場合は、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に川崎市健康福祉局総務部施設課（電話 044-200-0466）に御相談ください。
- また、設置した場合は、川崎市こども未来局子育て推進部保育課（電話 044-200-3128）に運営状況について報告を行ってください。
- ※神奈川県産木材を用いて木造化や木質化を行う場合、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に川崎市まちづくり局総務部企画課（電話 044-200-2703）に御相談ください。

(4) 施設用地及び建築関係

- ① 施設用地の所有権は、原則として最終的に（法人認可後）に社会福祉法人に帰属されること。借地による場合は、国の通知に沿って次の要件を満たすこと。
- [参考：平成 12 年 8 月 22 日社援第 1896 号、老発第 599 号国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について]
- ・事業存続に必要な期間（50 年）の地上権又は賃借権を設定・登記する。
 - ・賃借料は無料、又は低廉で法人が寄付金等によって長期的・安定的に支払う能力がある。
- ※運営法人の役職員、その親族からの有償での借地は認められない。
- ② 施設用地は、当該施設を建築し、駐車場等の附帯施設を整備するのに十分な面積が確保されていること。
- ③ 施設の建築計画は、都市計画法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令等に適合したものであること。決定後に事業計画や施設設計等の変更を防ぐために、事前に関係機関等への確認や事前協議は行っておくこと。
- 都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可が必要な場合は、施設用地の造成計画、公共施設の整備計画その他の計画内容が、同法第 33 条の規定に適合したものであること。
- ④ 施設の建築計画に当たっては、地球温暖化防止等への寄与、及び、施設利用者への健康で温かみのある快適な空間の提供といった観点から、木材の積極的な使用に配慮すること。また、木材の使用に際しては、国産木材の使用に努めること。
- ⑤ 施設の整備スケジュールは、当該施設の整備に当たって必要な法令上の手続きに要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって施設を開設することが可能なものであること。特に川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 2 条第 2 号の規定による指定開発行為に該当し第 4 条第 2 項の規定により環境影響評価が必要である場合又は法第 34 条第 14 号若しくは都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により開発審査会の議を経る必要があるものについては、必ず当該手続きに必要な期間を見込むこと。

5 応募申込方法等

(1) 応募に必要な書類及び提案内容の事前確認

応募に係る様式等については、健康福祉局総務部施設課までメール (40sisetu@city.kawasaki.jp) で請求の上、電話 (044-200-0466) までご一報ください。

また、提案内容を事前に確認するために、提案内容確認シートを送付していただきます。

(2) 応募に必要な書類

別紙、**応募必要書類早見表**を参照の上、必要書類を 15 冊（正本 1 冊、副本 14 冊）ご提出ください。

法人に関する書類

(1) 応募申込書（様式 1）

※印鑑証明書を添付すること。

(2) 事業計画に係る関係書類

① 事業計画書（様式2）

② 施設に係る各階平面図・配置図・立面図、居室内配置図、各室別面積表、工程表（任意様式）

※平面図には廊下幅（手すりを含まない）及び各室別面積を内法で記載すること。

③ 特別養護老人ホーム設備基準チェックシート（様式2別表）

④ 整備予定地一覧（様式3）

・建設予定地の位置図（周辺の状況、交通アクセスが分かるもの）

・建設予定地に係る登記簿謄本、地積測量図

・建設予定地の都市計画図

・建設予定地の現況写真（複数枚、撮影方向図も必要）及び地形図

・建設予定地及び周辺敷地の公図謄本（各筆ごとに所有者名を記載）

※市街化調整区域に整備する場合は、市街化調整区域窓口相談書に受領印を捺印したものの写しを提出すること。（様式は、市ホームページからダウンロードしてください。）

参照：「開発行為・宅地造成工事に関する許可申請書等の様式について」

《<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018144.html>》

⑤ 地権者からの贈与・売買・定期借地契約に係る確約書（様式4）の写し

※原本証明をすること。

(3) 事業計画に係る費用関係書類

① 人件費内訳書（様式5）

※1年目は運営開始から会計年度終了まで、2年目以降は会計年度毎に作成。

※人件費算出の詳細資料（任意様式）を添付すること。

※人員配置を確認するため、提案内容に基づく人員基準チェックシート、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付すること（様式5別表）

② 施設整備に係る資金計画書（様式6）

※独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入を予定している場合は、本募集要項に基づく募集開始後に提案内容に基づき予め独立行政法人福祉医療機構や金融機関に融資相談を行い、その摘録(様式7又は8)及び返済計画書を提出すること。

※独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入以外については、その資金の確保が確実である根拠書類（贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、金銭消費貸借契約書の写し、融資確約書など）を提出すること。

③ 収支予算書（様式9-1）

※1年目は運営開始から会計年度終了まで、2年目以降は会計年度毎に作成。

※事業費等算出の詳細資料（任意様式）を添付してください。

※特別養護老人ホーム及びショートステイの食費（様式9-2）・居住費算定根拠（様式9-3）を添付してください。

(4) 法人に関する書類

① 法人選考調書（様式10）

② 役員の履歴書（様式11）

※①及び②について、新設法人の場合は就任予定者の履歴書（ただし地域の福祉関係者については法人決定後で差し支えない。）を提出すること。また、母体となる法人がある場合は、母体法人の役員の履歴書についても提出すること。

③ 定款（任意様式）

※原本証明をすること。

④ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）

⑤ 指導監査等結果一覧（様式12）

※改善報告の提出を求められた指導監査結果（法人及び介護保険事業等）直近2年度分の写し

※第三者評価の結果の写し

⑥ その他、法人の概要が分かる資料（パンフレット等）

※既存の特別養護老人ホームがある場合、運営状況の分かる施設内の写真（生活感のある場所を

選択すること。A4用紙1～2ページ内で写真に撮影箇所名等を記載）を添付すること。

- ⑦ 法人の組織図（任意様式）
- ⑧ 法人又は団体の理事会（施設整備について意思決定された理事会）議事録の写し
※原本証明すること。
- ⑨ 平行整備計画一覧（様式13）
※施設の大規模改修等の借入金を伴うものも対象となります。
※③～⑨について、新設法人で母体となる法人がある場合は、母体法人のものを提出すること。
- ⑩ 社会福祉法人設立時寄附等一覧（様式14）
※その寄附が確実である根拠書類（贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、公図、登記簿謄本等）を提出すること。
- ⑪ 社会福祉法人設立認可申請書（様式15）
- ⑫ 社会福祉法人設立等計画概要（様式16）
※⑩～⑫は法人を新設する場合のみ提出すること。
※社会福祉法人設立認可要件及び申請書類等については、「社会福祉法人設立認可申請について（川崎市版）」を御確認ください。
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（令和元年度9月1日現在）（労働局等の受付印あり）の事業者控への写し
※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている法人は提出すること。
※障害者の雇用法定率を達成していることが望ましい。
- ⑭ 暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報等の外部提供同意書（様式17）
※新設法人で母体となる法人がある場合は、新設法人と母体法人両方提出すること。
※様式17-2については、電子データを1部、CD-Rで提出すること。
- ⑮ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式18）
※過去2年間に次のような事由があった場合に提出すること。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出すること。
 - ・ 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合（川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断）
 - ・ 法人・団体に次の事由があった場合（労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた。）
 - ・ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合（業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊、その他業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為又はその恐れがある行為があった。）※新設法人で母体となる法人がある場合は、母体法人のものを提出すること。
※なお、選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記の事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

財務状況に関する書類

- (5) 法人の財務状況に係る関係書類
 - ① 国税の納税証明書
（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納のない証明用）を提出すること。
 - ② 地方税の納税証明書
 - ・ 法人市民税
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）
 - ・ 固定資産税（償却期間を含む）
直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）

※納税義務がない法人については、「納税義務がない旨の申立書（様式19）」を提出すること。

- ③ 直近3ヶ年の法人決算報告書一式（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録など）及び法人税の申告書の写し（原本証明をすること。）
- ④ 申込みの日の属する年度の資金収支予算書（原本証明をすること。）
- ⑤ 財産目録（様式20）
- ⑥ 確定申告書一式の写し

※既存法人の応募の場合は、①～④を提出すること。

※新設法人で母体となる法人がある場合は、①～④を母体法人のものを提出すること。

※新設法人で母体となる法人がない場合は、⑤及び⑥を提出すること。

※証明書はいずれも原本とし、発行後3か月以内のものが必要となります。また、写し等の場合は原本証明をしてください。なお、提出された書類は返却いたしませんので、御了承願います。

（2）申込方法等

申込みにあたっては、本募集要項に基づき、応募に必要な書類を必要冊数作成し、川崎市健康福祉局総務部施設課（電話 044-200-0466）にお申込みください。

○申込みに際しての注意事項

- ア 応募に必要な書類に不足、不備等がある場合は、受付をすることができませんので御注意ください。
- イ 申込みの際は、書類の内容等について回答できる方がおいでください。
- ウ 提出された書類は、本募集に係る目的以外には使用しませんが、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- エ 提出された書類については、必要な範囲で複写する場合があります。
- オ 募集に必要な書類等の作成に必要な費用等は申込者の負担となります。
- カ 応募書類は「5. 応募に必要な書類」のとおり並び、目次およびページ番号（通し番号）をつけて、すべてA4サイズに合せてフラットファイルに綴じてください。（A4サイズ以上のものはA4になるように折りたたみ、A4サイズ未満のものはA4用紙に貼り付けてください。）インデックスは不要です。
- キ ファイルタイトルは、背表紙と表表紙へ「(法人名) ○○○」を記載してください。
- ク 副本への添付証明書等は写しで結構です。
- ケ 申込受付期間以降の資料の提出は認めません。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合があります。
- コ 申込書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、申請者あて連絡し、補正期間に訂正等をしていただく場合があります。
- サ 応募書類の内容について、独立行政法人福祉医療機構や金融機関、関係者等に確認をする場合があります。

6 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効となる場合があります。

- (1) 応募資格がない法人の応募
- (2) 応募に必要な書類が不足している応募
- (3) 応募に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない応募
- (4) 応募に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている応募
- (5) 応募に必要な書類に虚偽の記載がある応募
- (6) 応募に必要な書類中その要領が不明確な応募
- (7) 応募申込書に記名押印のない応募
- (8) 本応募に関し不正な行為があった応募
- (9) 本募集要項で指定した事項に従わないで応募した法人の応募
- (10) その他本募集要項で指定した以外の方法により応募した法人の応募

7 設置・運営法人の決定方法

(1) 設置・運営法人の審査

川崎市附属機関設置条例に規定する川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会で審査します。なお、選定基準は別紙を御確認ください。

① 書類審査

応募した法人から提出された「事業計画書（様式2）」、応募した法人の経営状況、特別養護老人ホームの運営状況、コンプライアンス等の内容を総合的に評価します。

※選考にあたり、審査の前に、応募法人の運営する施設（新設法人で母体法人のある場合はその施設）を視察させていただきます。

② 面接審査

法人の代表者等から、施設の運営方針等について説明していただきます。なお、面接審査の日時、場所等については、別途通知します。

(2) 設置・運営法人の決定

書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定します。

(3) 結果の通知

結果については、全ての法人に対して選考の終了後に通知します。

なお、決定した法人には、後日、川崎市と覚書を取り交わしていただきます。

8 結果の公表

本募集の結果については、別紙「選定結果の公表について」に基づき、川崎市インターネットホームページ等で公表します。

また、選定された応募書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属されます。選定された法人の提案内容については、市が公表できるものとします。

9 決定の取消

決定後においても、次のような理由により事業内容の変更等をする場合は、決定の取消を行う場合があります。なお、決定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合
- (2) 川崎市との協議なく、資金計画を変更した場合（自己資金、借入金の返済計画）
- (3) 川崎市との協議なく、建設計画を変更した場合（設計、建築費等の変更及び工期の延長）
- (4) 法人の責めに帰すべき事由により、覚書等が締結できない場合
- (5) 特段の事由もなく令和2年度中に工事着手に至らない場合
- (6) 応募書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (7) 応募書類に虚偽等が判明した場合
- (8) 法人の代表者等が、市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合
- (9) 特段の事由もなく川崎市の指導に従わない場合
- (10) コンプライアンスに係る重大な事由が発生した場合
- (11) その他事業執行上、支障が発生した場合

10 留意事項

(1) 神奈川県警察との連携による暴力団排除の取組について

公的介護施設等の適正な管理運営の確保を図ることなどを目的として、公的介護施設等設置・運営法人から暴力団排除の取組を進めるため、応募書類の一部又は全部を神奈川県警察に提供します。（「川崎市指定管理者制度の指定に係る暴力団排除措置要綱」による。）

排除措置の対象となる場合は次のとおりです。

- ① 法人等の役員等経営に関与する者（予定者を含む以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含ま

れている場合

- ② 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ③ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- ④ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ⑤ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(2) 接触の禁止

本件の募集に伴い、設置・運営法人の審査に係る当該川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会委員に対して、本件についての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(3) 計画にあたっての留意事項

「川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第75号）」等、関係法令の基準等を遵守して計画を作成してください。

(4) 建設請負業者の入札について

- ① 建設工事の請負業者の決定は、原則として、本市の規定に準じて一般競争入札により行ってください。なお、入札参加資格においては、本市による業種別格付Aランクの川崎市内業者とすること。ただし、Aランクの川崎市内業者のJVも可とします。
- ② 入札は別紙「公的介護施設等の整備に係る入札の流れ」を御参照のうえ、入札及び契約手続きを行ってください。
- ③ 入札結果については、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。

(5) 整備に当たっての留意事項

- ① 施設運営を取り巻く環境の変化等に伴う、施設需要予測上の影響等については、設置運営法人の負担となります。
- ② 地中埋設物（杭などの残置物や土壌汚染を含む）等により、工事に支障がある場合の処理費用は、設置運営法人の負担となります。
- ③ 建設工事に伴う造成、施設計画に起因するインフラ、埋設管等の切回し、移設等が生じた場合は法人の負担となります。
- ④ 施設整備を進めるに際しては、地域と良好な関係を構築できるよう、地域への説明及び必要な調整を行いながら、近隣への日影、騒音等の環境面に配慮するなど整備を進めるとともに、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において誠意を持って対応してください。

(6) 選定結果が通知された後も、覚書を締結するまでの間は、コンプライアンスに関する申告書に該当する事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

(7) 施設の管理運営業務の一部（清掃業務、警備業務、設備保守点検など）を委託する場合や、備品・消耗品、食材料、その他施設運営上必要な備品等を購入する場合等は、川崎市内業者（川崎市内に本社を有する業者）の育成及び川崎市内経済活性化を図るため、可能な限り川崎市内業者を活用してください。

- (8) 特別養護老人ホームの医師及び歯科医師については、市と協議の上、決定することとなります。
- (9) 高齢者や障害者など災害時要援護者への支援について、運営開始後の具体的な取り組みについて、本市との協議・確認を行い、本市と連携し対応することとなります。
- (10) 施設開設後、速やかに「かわさき健幸福寿プロジェクト」に参加すること。

(11) 開設後1～2年を目処に、提供する介護サービスの質の向上を図ることを目的とする、[川崎市介護相談員](#)の受け入れを行っていただきます。

(12) 図面の審査について

本来、図面の審査は開設前に指定（密着特養の場合は内定）審査時に一度だけ行うものです。ただし、建築工事の着手の誤認等を防ぐために、建築確認申請前に一度だけ審査をいたします。その他に図面審査は行いませんので、予め御承知おきください。

設備基準については、「基準条例」、「条例の考え方（解釈通知）」及び別途配布する「川崎市特別養護老人ホーム選定公募提出資料に係る留意事項」を参照してください。なお、「基準条例」及び「条例の考え方（解釈通知）」については、以下 URL から基準条例等をダウンロードしてください。

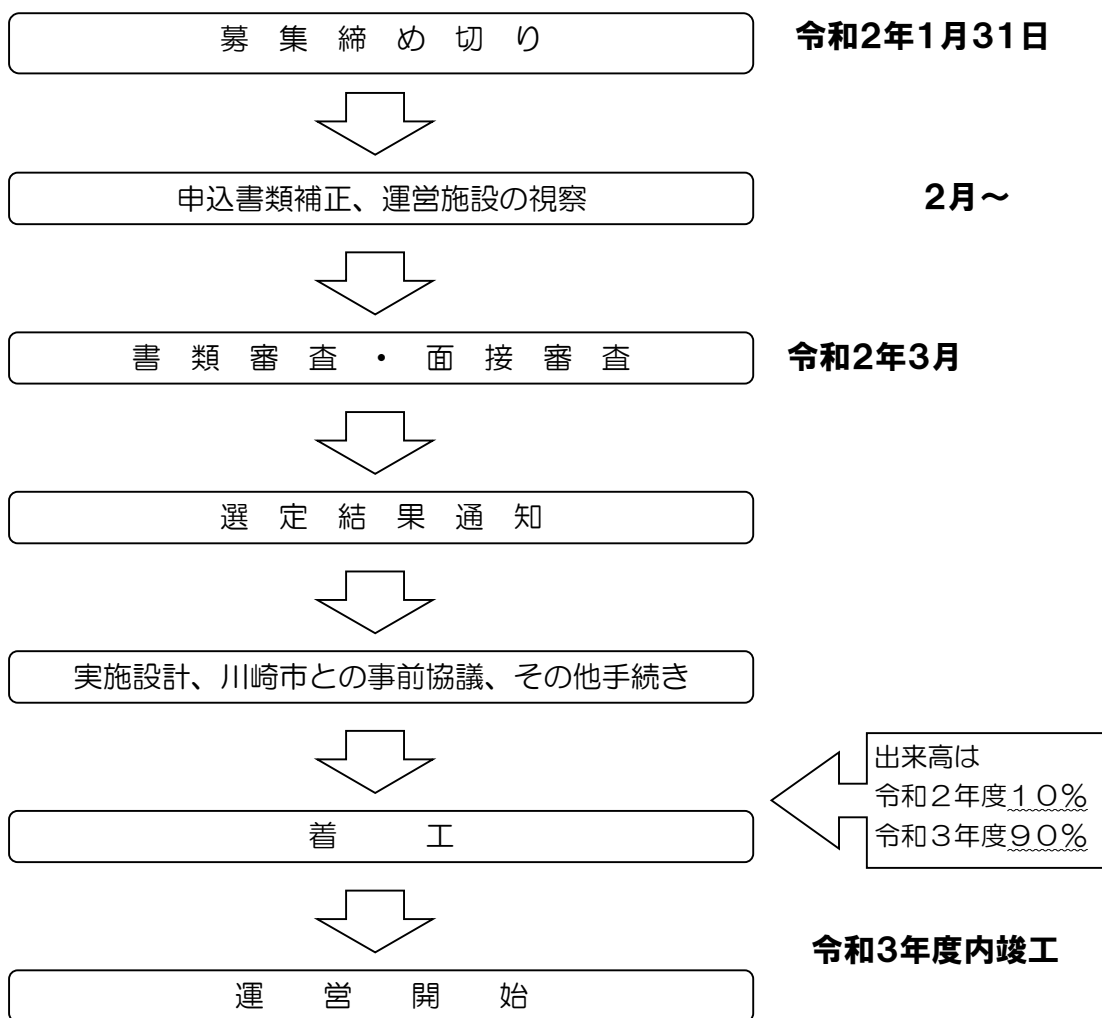
<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076110.html>

基準条例等の記載における不明点については、以下 URL から FAX 質問票（別紙 3）をダウンロードして質問できます。

ただし、基準条例等を確認する事は申請者の責務となりますので、基準条例等を確認していただきなく質問等を頂いても対応できかねます。予め御留意よろしく申し上げます。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0.html>

11 応募後のスケジュール（予定）



【申込み先】

川崎市健康福祉局総務部施設課

電 話 044-200-0466

FAX 044-200-3926

E-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

【事務所所在地】 〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地リッド`スクエア西館10階

【郵便物送付先】 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地